

## トヨタグループ・バランスファンド

## 資産配分変更のお知らせ

平素は「トヨタグループ・バランスファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。  
この度、当ファンドは運用方針（局面判断）を変更いたしました。つきましては、運用方針等をご報告申し上げます。

## 運用方針（現在の局面）について

当ファンドはハイブリッドナビ戦略\*1においてリスク態度指数\*2を用いて局面判断を行い、株式と債券等の資産配分を調整します。

新型コロナウイルスの感染拡大懸念などからリスク態度指数が下落基調となったため、2月25日時点で「株式に対する弱気局面へ転換した」と判断し、それまでの株式マザーファンド70%程度、債券マザーファンド30%程度の資産配分から、まず移行期間として、株式マザーファンド50%程度、債券マザーファンド50%程度の資産配分にて運用を行いました。

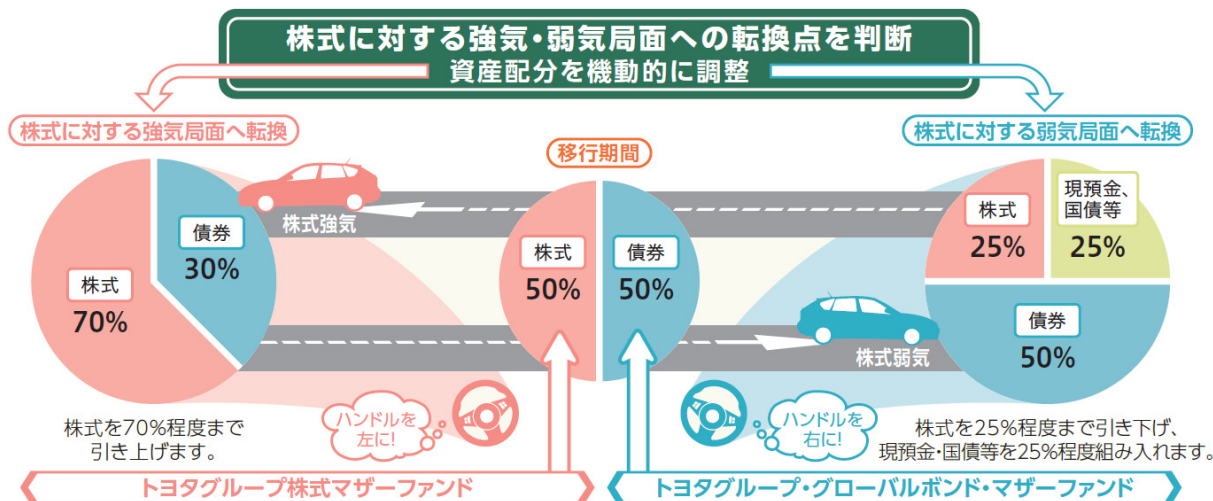
今般、株式に対する弱気局面への転換判断が確定したことから、2020年4月10日に移行期間を終了し、株式マザーファンド25%程度、債券マザーファンド50%程度、現金等25%程度の資産配分で運用を行う方針です。今後も引き続き、リスク態度指数の動向を注視し、機動的な資産配分の変更を行い、運用を行ってまいります。

\*1 ハイブリッドナビ戦略とは、リスク態度指数を用いて、株式と債券の資産配分を機動的に調整する運用戦略をいいます。

\*2 リスク態度指数とは、市場のリスク選好度合いを計るため当社が独自に作成した指数です。

## 〔ご参考〕ハイブリッドナビ戦略による機動的な資産配分調整

## 〔資産配分イメージ図〕



※当ファンドは原則として委託会社の定量判断に基づき機動的に資産配分の調整を行います。結果的に実際の株式や債券の値動きの方向性と一致しない場合があります。

- 株式に対する強気局面（リスク選好的な局面）では株式マザーファンド70%、債券マザーファンド30%程度の資産配分とし、株式に対する弱気局面（リスク回避的な局面）では株式マザーファンド25%、債券マザーファンド50%、短期金融資産・日本国債等25%程度の資産配分を行います。
- 局面判断の有効性を高めるため、資産配分の切替えを行う際に一定の移行期間を設けます。移行期間においては株式マザーファンド50%、債券マザーファンド50%程度の資産配分とします。

※資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※上記の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

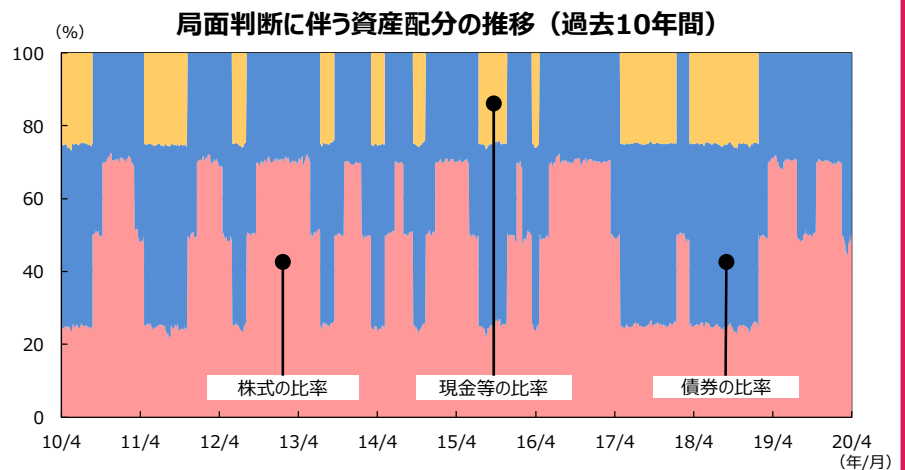
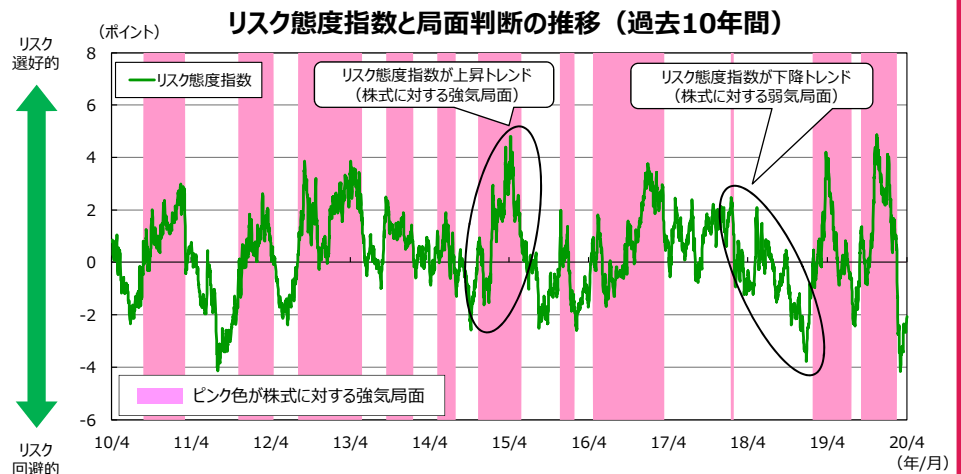
## （ご参考）リスク態度指数について

### リスク態度指数とは？

- 市場のリスク選好度合い（株式に対する強気・弱気等）を判断するために、様々な資産\*のリスク・リターン分析を行い、それに基づいて、当社が独自に作成した指数です。

\* 内外の株式、債券、リート、通貨等  
20以上の資産。

- リスク態度指数が上昇トレンドに入った場合、株式に対する強気局面に転換したと判断し、反対に同指数が下降トレンドに入った場合、株式に対する弱気局面に転換したと判断します。



(注1) データは2010年4月9日～2020年4月9日。日次計測。

(注2) 資産配分は、リスク態度指数を用いた局面判断に合わせて、株式に対する強気局面では株式70%、債券30%、株式に対する弱気局面では株式25%、債券50%、現金等25%、局面移行の際には45日間の移行期間として株式50%、債券50%にて計算したもの。

※ 上記は過去のデータを基に当社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。一定の前提条件に基づくものであり、実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。

## ファンドの特色

1. トヨタ自動車およびそのグループ会社\*1の株式と債券等に投資します。
    - 実際の運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」、「トヨタグループ・グローバルボンド・マザーファンド」（以下、それぞれ「株式マザーファンド」、「債券マザーファンド」といいます。）を通じて行います。
    - 主として、トヨタ自動車およびそのグループ会社が日本の取引所に上場する株式、および内外で発行する債券等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

\*1グループ会社とは、株式の場合はトヨタ自動車の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいい、債券の場合はトヨタ自動車の国内外の連結子会社および持分法適用関連会社（非上場会社を含みます。）をいいます。（以下、同じです。）
  2. 株式に対する強気・弱気局面への転換点を判断し、機動的な資産配分調整を行います。
    - 市場のリスク選好状況を定量的に捉えて市場の局面判断を行う\*2とともに、局面転換に応じて機動的な資産配分を行います。
    - \*2内外の株式、債券、リート、通貨など様々な資産のリスク・リターン分析を行い、それに基づいて独自に作成したリスク態度指数を利用します。
    - 株式に対する強気局面（リスク選好的な局面）では株式マザーファンド70%、債券マザーファンド30%程度の資産配分とし、株式に対する弱気局面（リスク回避的な局面）では株式マザーファンド25%、債券マザーファンド50%、短期金融資産・日本国債等25%程度の資産配分を行います。
    - 局面判断の有効性を高めるため、資産配分の切替えを行う際に一定の移行期間を設けます。移行期間においては株式マザーファンド50%、債券マザーファンド50%程度の資産配分とします。
  3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
  4. 年4回決算を行い、決算毎に分配方針に基づき分配を行います。
    - 年4回（原則として毎年2月、5月、8月、11月の13日。休業日の場合は翌営業日）の決算時に分配を行うことを目指します。
    - 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。
  - トヨタ自動車株式の純資産総額に対する比率は35%を超えないものとします。
  - ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に集中して投資を行うため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

### ■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

### ■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 投資リスク

## ■ 投資銘柄集中リスク

ファンドは、原則として、トヨタ自動車およびそのグループ会社が発行する株式や債券に限定して投資するため、特定の業種、発行体や銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。

また、日本の株式市場全体の動きや世界の債券市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

## ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

## ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## お申込みメモ

## 購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

## 購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

## 換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

## 信託期間

2024年11月13日まで（2014年7月1日設定）

## 決算日

毎年2月、5月、8月、11月の13日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## 課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料  
購入価額に**3.30%（税抜き3.00%）**を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額  
ありません。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）  
ファンドの純資産総額に**年1.089%（税抜き0.99%）**の率を乗じた額です。
  - その他の費用・手数料  
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
    - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
    - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
    - 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。  
※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

## 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

## 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ：https://www.smd-am.co.jp フリーダイヤル：0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

## 販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	金融商品取引業協会 一般社団法人第一種	日本投資顧問業協会 一般社団法人	金融先物取引業協会 一般社団法人	投資信託協会 一般社団法人	備考
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○					
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第32号	○					
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○					
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○					
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第8号	○					
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第16号	○					※1
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	○					
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第10号	○			○		

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしておりません。

## 【重要な注意事項】

- ◆ 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ◆ 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- ◆ 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ◆ 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- ◆ 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ◆ 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- ◆ 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2020年4月10日